

社会福祉法人敬愛会 役員等報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬愛会（以下、「当法人」という。）定款第8条及び第21条規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用等に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき選任された理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、施設の職員を兼務し、職員として常時従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは常勤以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の第35第1項に定める報酬等をいい、報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものである。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものである。

(報酬等の区分)

第3条 役員の報酬は、常勤職員にあっては月額報酬、賞与及び退職手当とし、非常勤役員については、業務に応じた報酬とし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬（基本給）については、職員給与規程に定める俸給表により支給する。
- (2) 賞与については、職員給与規程により算定される賞与を支給する。
- (3) 賞与以外の諸手当については、職員給与規程の各規定により支給する。
- (4) 社会福祉施設職員退職共済法及び宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の規定による退職手当を支給する。

(非常勤役員及び評議員の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 非常勤役員の報酬は、別表第1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- (2) 評議員の報酬は、別表第2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用)

第6条 非常勤職員及び評議員が、会議に出席する場合又は職務遂行のために出張する場合は、別表第3「旅費交通費」に定める旅費を支給することができる。

2 前項にかかわらず、常勤役員については職員旅費規程に基づき旅費を支給するものとする。

3 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(重複支給の禁止)

第8条 同一日において、当該役員等報酬規程による報酬等の支給対象となる業務に複数回従事したときは、重複して支給しない。

(報酬等の支給方法)

第9条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、その月の初日から末日までの分を毎月 21 日（以下「給与支給日」という。）に支給する。ただし、給与支給日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号第 3 条）に規定する休日（以下、「休日」という。）である場合は、その前日に支給する。

(2) 賞与については、毎年 6 月 30 日、12 月 10 日に支給する。ただし、支給日が日曜日又は土曜日、休日であるときは、その前日に支給する。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、業務を行った都度支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び労働基準法第 24 条第 1 項但書に基づく「賃金協定に関する協定書」の協定内容を控除して支給する。

(報酬等の計算方法)

第10条 月の途中で新たに就任した常勤役員の報酬は、その日から当該月の末日までの分を日割り計算により支給する。

2 常勤役員が月の途中で退任又は解任された場合は、当該月の初日から退任し、又は解任された日までの報酬を日割り計算により支給する。

3 前項の日割り計算による日額の計算は、報酬の額を当該月の暦日から当該月の休日を除いた数で除して得た額とする。

4 所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対し報酬は支給しない。

5 前項の場合において従事しなかった時間の計算は、当該報酬締切期間の末日において合計し、1 時間未満は切り捨てる。1 時間あたりの金額の計算方法は、報酬月額に 12 を乗じて得られた額を 1 週間の所定労働時間に 52 を乗じて得た数で除した額とする。

6 この規定により、計算金額に端数が生じたときには、次の各号に基づき端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを切り上げ 1 円として計算する。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日以後最初に招集される定時評議員会終結時から適用する。

本規程の施行により、「社会福祉法人役員報酬規程」及び「役員等費用弁償規程」については、平成 29 年 4 月 1 日以後最初に招集される定時評議員会終結時をもって廃止する。